

吹田市立男女共同参画センター条例施行規則現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
附 則 この規則は、平成１４年１１月１日から施行する。	附 則 <u>（施行期日）</u> <u>１ この規則は、平成１４年１１月１日から施行する。</u> <u>（休館日の特例）</u> <u>２ センターは、令和８年５月２６日から令和９年８月３１日まで、第３条の規定にかかわらず、休館する。</u>